



令和2年度

児童養護施設退所者等自立支援資金
貸付制度申込みのしおり
＜募集要項＞

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

● 目 次 ●

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度の概要 …	P 1
借入の相談から貸付金の交付の流れ ……………	P 6
Q & A ……………	P 7
募集要項 ……………	P 9
申請様式等 ……………	P 15

児童養護施設退所者等自立支援資金 貸付制度の概要

1 目的

この制度は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又はこれらを退所した者並びに里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中若しくは委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者が、大学等へ進学する場合の生活支援費及び家賃支援費、就職する者の家賃支援費、及び就職に必要な資格等を取得するための資格取得支援費を貸付けることにより、生活基盤を安定させ、円滑な自立を促進することを目的とします。

2 貸付対象

(1) 進学者

茨城県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者で、学校教育法第 83 条に規定する大学、同法第 115 条に規定する高等専門学校及び同法 124 条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者です。

なお、措置延長等により、大学等の在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者も含まれます。

(2) 就職者

進学者のほか、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後 2 年以内にある者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者で就職している者です。

なお、措置延長等により、就職している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者も含まれます。

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者です。

なお、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後 4 年以内にある進学者で大学等に在学する者も含まれます。

3 貸付期間・貸付額（無利子）

(1) 進学者

① 貸付期間

- ・ 大学等に在学する期間（正規の履修期間）

② 貸付額

- ・ 生活支援費…月額5万円
- ・ 家賃支援費…貸付額は1か月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）
※ 居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限

(2) 就職者

① 貸付期間

- ・ 退所又は委託解除後2年までの就労している期間

② 貸付額

- ・ 家賃支援費…貸付額は1か月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）
※ 居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限

【住宅扶助（家賃・間代等）の限度額】（令和元年度茨城県内）

等級地	市町村名	住宅扶助額
2級地	水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市	35,400円
3級地	上記2級地以外の市町村	34,000円

※ 制度改正等により金額は変動することがあります。

(3) 資格取得希望者

① 貸付期間

- ・ 一人1回限り

② 貸付額

- ・ 資格取得支援費…資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

4 連帯保証人、法定代理人

貸付申請の際、連帯保証人を1名たてていただきます。どうしても、連帯保証人が見つからない場合は、連帯保証人がいなくても児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等の提出により、申請は可能です。

5 貸付金の申請

(1) 利用計画を立てる（相談）

この貸付金を利用しようと考えている人は、入所している（又は退所した）児童養護施設等又は里親と自立に向けた生活についてよく相談し、貸付金の利用計画等を立て、申請するかどうか決めてください。

児童養護施設等又は里親の皆様は、円滑に自立が図れるよう貸付金の利用方法ほか退所（又は委託解除）後の支援体制等についてご検討ください。

また、ご不明な点などについては、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にも早めにご相談ください。

(2) 申請手続き

- ① 貸付希望者（以下「申請者」という。）は、自立支援資金貸付申請書（第1号様式）ほか必要な書類を全て揃え児童養護施設等長へ提出してください。
- ② 児童養護施設等長は、推薦書（第2号様式）を作成し、申請者が提出した書類とあわせて、県社協あて定められた期間内に提出してください。

6 貸付決定・貸付契約

(1) 県社協において、申請内容を審査し貸付の可否を決定のうえ、申請者に通知します。

(2) 貸付決定後、申請者と県社協において貸付契約を締結します。契約後の手続き等について説明を行いますので、必ず申請者本人が県社協に来て、手続きを行ってください。

[貸付契約の締結方法]

契約貸付決定通知とともに自立支援資金借用証書（第5号様式）、振込口座申込書（様式第3号）等を送付しますので、必要事項を記入し県社協へ提出してください。

貸付契約に必要なもの（借用証書等作成までに用意するもの）

- ①申請者本人の実印及び印鑑登録証明書
- ②送金するための金融機関口座（ゆうちょ銀行を除く）

7 貸付金の交付

(1) 生活支援費及び家賃支援費

① 交付の時期

- ・原則として年に4回（3か月分ごと）指定の口座に振込みます。
（4月下旬：4～6月分、7月下旬：7～9月分、10月下旬：10～12月分、1月下旬：1～3月分）
※ ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

② 交付に必要な手続き

- ・貸付金の交付前に、毎回、貸付要件を満たしているかどうか、児童養護施設等を通じて確認します。
- ・年に一回、申請者本人が行う手続きもあります。手続きが完了してから貸付金を交付します。

(2) 資格取得支援費

① 交付の時期

- ・貸付契約締結後、一括して指定の口座に振込みます。

8 貸付契約の解除

貸付の決定または貸付金の交付を受けている者が下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- (1) 貸付を受けることを辞退したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 退学又は退職したとき

9 貸付金の返還

- (1) 次のア～エのいずれかに該当する場合、それぞれの事由が発生した日の属する月の翌月から、県社協で別に定める期間（返還猶予されたときはこの期間と当該猶予期間を合算した期間）内に貸付金を返還することとなります。

ア 貸付契約が解除されたとき

イ 進学者が大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

ウ 資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったとき

エ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により就業を継続することができなくなったとき

- (2) 返還の方法は、月賦、半年賦の均等払い又は一括払いのいずれかの方法により金融機関から納付していただきます。

- (3) 正当な理由がなく、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年5.0%の延滞利子が生じます。

10 貸付金の返還免除

(1) 進学者

- ① 次のア、イに該当するときは貸付金の全額を返還免除することができます。
 - ア 大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間引続就業を継続したとき
 - イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- ② 次の場合は、貸付金の一部を返還免除することができます。
 - ・ 大学等を卒業後1年以内に就職し、2年以上就労を継続したとき

(2) 就職者

- ① 次のア、イに該当するときは貸付金の全額を返還免除することができます。
 - ア 就職した日から5年間引続就業を継続したとき
 - イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- ② 次の場合は、貸付金の一部を返還免除することができます。
 - ・ 2年以上就労を継続したとき

(3) 資格取得希望者

- ① 次のア～ウに該当するときは貸付金の全額を返還免除することができます。
 - ア 就職した日から2年間引続就業を継続したとき
 - イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
 - ウ 大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引続就業を継続したとき
- ② 次の場合は貸付金の返還の一部免除することができます。
 - ・ 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

借入の相談から貸付金の交付までの流れ

相 談

施設の担当職員や里親さんに貸付を希望する旨を伝え、今後の生活や借入の必要性などについて、よく相談し検討してください。

申請書の提出

貸付希望者は、申請に必要な書類等を作成してください。
※募集期限がありますので注意してください。

審 査

県社協において提出された書類により、貸付の可否について審査します。
※審査は1か月程度の期間がかかります。(書類の不備等がない場合)

貸付決定

貸付の可否については、貸付申請者、連帯保証人、施設等に郵送で通知します。
※審査の結果により貸付できない場合があります。

貸付契約

貸付決定者は貸付契約の締結が必要です。
契約に必要な借用書、振込口座を記入する書類等を郵送します。
借用書に署名捺印のうえ印紙を貼付し、振込口座の届出を添えて県社協へ提出してください。

貸付金の交付

契約締結後、貸付金を指定口座に送金します。
なお、生活支援費、家賃支援費については、3か月ごとの送金となります。

継続手続き

契約期間中、在学証明書、雇用証明書などを提出していただきます。

- ※ 転居した場合などは変更の届出が必要です。
- ※ 退学については契約解除になります。

Q&A

Q 1. 申込みはどのようにするのか。

A

児童養護施設、自立援助ホーム、里親さん等を通して定められた期間内に申し込んでください。

Q 2. 親権者からの同意及び連帯保証人は必要か。

A

親権者等法定代理人の同意が得られる場合は、書面によりその同意を得ることとします。また、法定代理人等の同意が得られない事情があった場合でも、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとします。

どうしても見つからない場合は、連帯保証人がいなくても申請可能です。

Q 3. 令和3年3月末に措置解除(退所・解除)されるが申請はできるか。

A

出来ません。令和3年度の申請の際に申し出てください。
ただし、資格取得希望の場合は、就職予定者に限り申請できます。

Q 4. 貸付金の交付はどの位の期間受けられるか。

A

進学者は在学期間中、就職者は措置（委託）解除後、2年までの期間となります。
有資格者は一括で交付します。

Q 5. 日本学生支援機構の奨学金や民間団体が実施する各種奨学金との併用は可能か。また、茨城県の奨学金制度を利用しているが申請できるか。

A

申請できます。ただし、自動車運転免許取得のため資格取得支援費の貸付を申請する際、県の補助金（自動車運転免許取得助成金）の交付を受けている方については、その補助金を差し引いた貸付金（上限は25万円）をお貸しします。

Q 6. 申請すれば必ず借りられるのか。

A

A. 貸付を決定するには審査がありますので、貸付できない場合もあります。

Q&A

Q

7. 家賃支援費の貸付を受けている期間中に引越した場合は、家賃の貸付はどうなるのか。

A

引越しても継続して家賃を支払っている場合に限り、貸付け可能です。その際は、引越先の住民票謄本、本人名義の賃貸契約書の写し等の提出が必要となります。
また、家賃支援費は、居住地における生活保護制度上の住宅扶助額が上限となります。

Q

8. 資格取得貸付について、どのような資格が貸付の対象になるのか。

A

就職に必要な資格が対象です。原則として厚生労働大臣指定教育訓練講座として指定された資格及び検定を対象とします。
(資格例) 自動車運転免許証、簿記検定、実用外国語技能検定 ほか

Q

9. 大学卒業後、大学院に入学した場合の期間は貸付の対象となるのか。

A

大学院に入学した場合は、貸付の対象になりません。

Q

10. 就職したが離職して大学等に進学した場合、貸付対象となるのか。

A

対象になりません。

Q

11. 返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間」の起算点は？

A

就職した日を起算点とします。

Q

12. 返還免除となる要件として、「5年間継続して就業を継続したとき」とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるのか。

A

就業の考え方については、以下のとおりです。
① 勤務先の1か所の1週間の所定労働時間が20時間以上とします。
② 1日当たりの労働時間については、特段の定めはありません。

Q

13. 貸付金に利子は付くのか。

A

無利子です。ただし、定められた返還期間内に返還がなかった場合は、返還すべき貸付金に対して年利5.0パーセントの延滞利子が加算されます。

**令和 2 年度
児童養護施設退所者等
自立支援資金貸付申請者
募集要項**

令和2年度 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請者募集要項

1 申請受付期間

(1) 進学・就職に伴う貸付希望者

① 第1期

令和2年4月6日(月)～令和2年5月8日(金)【必着】

② 第2期

令和2年9月1日(火)～令和2年9月25日(金)【必着】

③ 第3期

令和2年12月1日(火)～令和3年2月5日(金)【必着】

(2) 資格取得に伴う貸付希望者

令和2年4月6日(月)～令和3年2月5日(金)の間、随時
(ただし令和3年2月5日(金)必着)

※ 上記の申請期間のほか生活環境等の変化により貸付が必要となったときはご相談ください。

2 令和2年度貸付対象者

(1) 進学者

茨城県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム(以下「児童養護施設等」という。)を退所又は里親若しくはファミリーホーム(以下「里親等」という。)の委託を解除後、令和2年4月から令和3年3月までの間、大学、短期大学、専修学校等(以下「大学等」という。)に進学または在学する人

(2) 就職者

- ① 茨城県内の児童養護施設等を退所した人又は里親等を委託解除された人のうち、令和2年4月から令和3年3月までの間、就職して2年未満の人
- ② 入所中または委託中から就職していた人は、退所又は委託解除後2年未満の人

(3) 資格取得希望者

- ① 令和2年4月から令和3年3月末日までの間、茨城県内の児童養護施設等入所中又は里親等委託中の者で就職に必要な資格の取得を希望する人
- ② 児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内の進学者

3 貸付金の種類・貸付額等

(1) 進学者

- ① 生活支援費 … 月額5万円
- ② 家賃支援費 … 1か月当たりの家賃相当額（管理費・共益費含む）
※上限額：居住地域の住宅扶助費相当

茨城県の場合（例・令和元年度）

- ・水戸市、取手市、土浦市、日立市、古河市の場合
35,400円
- ・その他市町村の場合 34,000円

- ③ 貸付期間 … 大学等に在学する期間（正規の履修期間）

(2) 就職者

- ① 家賃支援費 … 1か月当たりの家賃相当額（管理費・共益費含む）
※上限額：居住地域の住宅扶助費相当
- ② 貸付期間 … 退所又は委託解除後2年を限度として就労している期間

(3) 資格取得希望者

- ① 資格取得支援費 … 資格取得に要する費用の実費（上限25万円）
※児童入所施設措置費（特別育成費）の資格取得等特別加算を申請している場合は、その額を控除した額を実費と見直します。
- ② 貸付期間 … 一人1回限り

4 申請手続きと提出書類等

P13の【別表】申請に必要な書類等一覧で提出書類を確認し、申請者本人が「自立支援資金貸付申請書」を作成し、申請に必要な書類（住民票謄本、その他必要な証明書等）を揃え、児童養護施設等の長又は里親等が推薦書等を作成し、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

5 貸付の決定・交付

- (1) 提出された申請書類等は、審査のうえ、自立支援資金貸付の適否を決定し、通知するとともに、貸付契約に必要な自立支援資金借用証書、振込口座申込書等を送付しますので、定められた期間に県社協へ提出し、貸付契約を締結してください。
- (2) 自立支援資金は、貸付契約を締結後に指定された口座（ゆうちょ銀行を除く）に、原則として年4回（4月、7月、10月、1月）口座振込により、自立支援資金を交付します。

6 貸付契約（児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度説明会への参加）

- ・貸付決定後、申請者と茨城県社会福祉協議会との間で契約を締結します。
- ・必ず申請者本人と児童養護施設等の担当者が茨城県社会福祉協議会が開催する「令和 2 年度児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度説明会」に出席し、貸付契約締結の手続きをしてください。
- ・貸付契約の締結には、申請者ご本人の実印、印鑑登録証明書及び貸付金の振込口座（ゆうちょ銀行を除く）が必要です。

【別表】貸付申請に必要な書類等一覧

	提出書類	様式等	留意事項・添付書類等
申請者 全 員	① 申請チェックリスト	—	・申請に必要な書類が揃っているか確認し、必ず提出すること
	② 自立支援資金貸付申請書	第1号 様式	・申請者本人が自筆で記入すること。 ・連帯保証人の欄は連帯保証人が署名、捺印（実印） ※どうしても見つからない場合は、連帯保証人なしでも申請可能 （所得証明書、印鑑登録証明書添付）
	③ 推薦書	第2号 様式	・児童養護施設等の長又は里親等が作成 ※連帯保証人が立てられない場合は、備考欄にその旨記載
	④ 申請者の住民票謄本	—	・申請者の住民票謄本（3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要
	⑤ 課税（非課税）証明書等	—	・申請者及び住民票謄本に記載された18才以上の世帯員の、直近の県民税市町村民税課税額が確認できる市町村が発行する証明書（3か月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況が記載されたもの）
	⑥ 措置解除または委託解除通知の写し/資格取得希望者の場合は措置（委託）通知の写し	—	・児童相談所長が発行した通知の写しを添付
	⑦ 他の奨学金・修学資金等の貸付金がある者	—	・奨学金・貸付金の内容等を確認できる書類を添付すること
※連帯保証人がたてられない場合は、次ア・イ・ウのいずれかを添付			
	ア「保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であることの意見書」	別記様式	} 児童相談所長の意見が記載され、児童相談所長印が押印されているもの
	イ 大学進学等自立生活支度費特別基準申請書の写し	—	
	ウ 就職支度費特別基準申請書の写し	—	
進学者	⑧ 在学証明書及び学生証の写し	—	・在学する大学等が発行する在学証明書（原本）と学生証のコピー
	⑨ 家賃額が確認できる書類	—	・家賃額が確認できる書類（契約書等の写し）

就職者	⑩ 雇用証明書	第3号 様式	・勤務先において作成 ※ 事業所等の代表者印が押印されているもの
	⑪ 家賃額が確認できる書類	—	・家賃額が確認できる書類（契約書等の写）
資格取得希望者	⑫ 資格取得に要する経費が確認できる書類	—	・資格取得に要する経費が記載された見積書 ・領収書等 ・既に取得した資格の場合は証書等の写し
	⑬ 特別育成費の資格取得特別加算がされている書類の写し等	—	・該当者は加算額がわかる書類を添付

7 問い合わせ及び書類の提出先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

所在地 〒310-8586
茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

電話番号 029-350-8366
※平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで

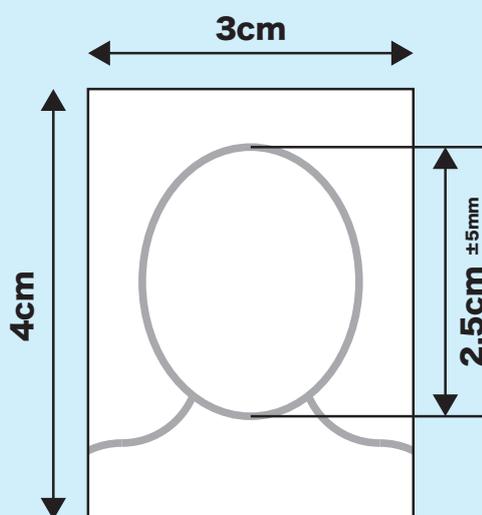
様式集

- ・ 申請書類記入上の注意
- ・ 申請書 記入例 1 (就職者用)
- ・ 申請書 記入例 2 (進学者用)
- ・ チェックリスト
- ・ 自立支援資金貸付申請書 (第 1 号様式)
- ・ 推薦書 (第 2 号様式)
- ・ 雇用証明書 (第 3 号様式)
- ・ 保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であることの証明書

※申込書類記入上の注意

- ①申請書は黒のボールペン・万年筆等で**申請者が自筆（パソコン・代筆不可）**で記入し、文字を訂正する際は、**訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押し**、空白の部分に書き直してください。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、受理できません。
- ③貸付申請書の「**連帯保証人記入欄**」は、**必ず連帯保証人による署名及び連帯保証人の実印による捺印をお願いします**。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意ください。また、文字を訂正する際は、**訂正箇所に二重線を引き、連帯保証人の実印を訂正印として押印し**、空欄に正しい内容を記載してください。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ④氏名の漢字は住民票に記載された文字を使ってください（略字は不可）。
- ⑤鉛筆やこすると消えるボールペン（フリクション等）を使用した場合、作成し直していただきます。

※申請書に貼付する写真についての注意事項



＜申請書に貼付する証明写真＞

- 1 縁なしで、**サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル**、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5センチメートル（±5ミリメートル）
- 2 **申請者本人のみが撮影されたもの**
- 3 提出の日付前**6か月以内**に撮影されたもの
- 4 **正面向きで、無帽、無背景、影無し**のもの

※ 次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

- ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で**顔の一部が隠れているもの**
- イ **目元がはっきりしないもの**（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームで隠れている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装着等）
- ウ **不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの**
- エ **平常時の相貌と著しく異なるもの**

進学者用記載例 18歳で退所

自立支援資金貸付申請書

本人自筆、ボールペンで書いていないに記入してください。
(申請日) 令和2年4月10日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程に基づき、自立支援資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】		無記入		年 月
入所施設又は委託先 (7桁ナ)	(名称) ●●●学園 (所在地) 水戸市千波町○○○番地	3か月以内の写真 (写・真) 縦4cm×横3cm		
申請者氏名	シャカイ ハナコ 社会 花子	男・女	別	申請日現在の年齢
生年月日	平成15年8月3日	年齢	18歳	
申請者住所	〒310-8586 水戸市千波町○○○ または 丁目番号 アパートふくし311			
退所日(解除日)	令和2年3月23日	電話番号	090	日中連絡先、携帯電話
退所又は委託解除後の状況	□ 就職(勤務先:) □ 進学(学校名: ○×大学 未来学部 創造学科 ○○コース 入学)			
勤務先又は大学等の住所	〒310-0△△△ 水戸市○○町△△△番地○	電話番号	029 (○○○) ○○○○	
就職後又は進学後の住所	□ 同上 ※申請時の住所と同一の場合は「同上」に☑ 〒 ()			
資格取得者	(名称) () 電話番号 ()			
取得期間	退所した日の属する月の翌月分から卒業する月まで記入してください。			
就職・進学期間	西暦 年 月 日 から 年 月 日 まで(予定)	令和 2年 4月 日 から 令和 6年 3月 日 まで(48箇月)	令和 2年 4月 日 から 令和 6年 3月 日 まで(48箇月)	
借用期間	令和 2年 4月 日 から 令和 6年 3月 日 まで(48箇月)	①生活支援費 月額50,000円	②家賃支援費 月額34,000円	③資格取得支援費 (月額250,000円以内)
申請金額	取得を希望する資格名 ()			
※家賃額は募集要項の家賃支援費欄参照		総額 (①+②+③)	4,032,000円	

記入例2

申請又は借用内容が分かる書類を添付してください。
【例】奨学生証のコピー

貸付けを受けた期間の2倍以上の期間を記入

返還時期	令和6年4月から令和14年3月まで
返還方法	月賦・半年賦・一括
他の給付・貸付、修学資金等申請借用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中 ※申請中又は借用中の場合、修学資金 <input type="checkbox"/> 借用中 日本学生支援機構、〇〇奨学金 <input type="checkbox"/> なし
返還方法を選択して囲む	

申請者の履歴等	学歴・職歴・免許など種類別にまとめて書く
申請者の学歴	書ききれない場合は別紙(便せんなど)に記入
申請者の職歴	書ききれない場合は別紙(便せんなど)に記入
申請者の家族の状況	書ききれない場合は別紙(便せんなど)に記入
申請者の家族の状況	直近の職歴証明書の職税額を記載してください。

家族について、分かる範囲で記入

資金の債務を負担します。また、私は記入した個人情報
連帯保証人が立てられない場合は、空欄で構いません。
(申請者が20歳以上の場合は児童養護施設等の職員の方も連帯保証人になれます。)

フリガナ	実印	申請者との関係
氏名	男・女	
生年月日	年 月 日	年齢
住所	〒	連帯保証人本人が自筆で記入 印鑑登録証明書の印鑑
勤務先等	〒	
年収(税込額)	円	雇用形態 <input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他

20歳未満の場合、連帯保証人は法定代理人(両親など)になりますが、立てられない場合は空欄でも構いません。

◎お問い合わせ先◎

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL：029-350-8366 / FAX：029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

又は

茨城県社協 児童自立支援資金

検索



◎地図アクセス◎



- バス..... JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。



- 車..... 常磐自動車道水戸 IC から国道 50 号バイパスを大洗方面へ約 10 km。または、北関東自動車道水戸南 IC から国道 50 号バイパスを笠間方面へ約 7 km。

